

【令和7年度版】
冷凍食品認定制度

第3編
認定要領の運用規程



令和6年12月20日
一般社団法人 日本冷凍食品協会

目 次

認定要領の運用規程

I. 冷凍食品製造工場の認定

| | |
|--------------------|---|
| 1. 認定申請手続き | 2 |
| 2. 条件付き認定工場 | 2 |
| 3. 認定工場証の交付、返却、再交付 | 3 |
| 4. 海外工場の認定申請条件 | 3 |
| 5. 早期更新申請 | 3 |
| 6. 認定工場における変更の届出 | 4 |
| 7. 異議申立 | 5 |

II. 認定工場の定期検査、製品検査

| | |
|---------|---|
| 1. 定期検査 | 5 |
| 2. 製品検査 | 6 |

III. 工場訪問が困難な場合の認定審査等（オンライン対応）

| | |
|---------------|---|
| 1. 更新認定審査 | 6 |
| 2. 定期検査及び工場指導 | 7 |
| 3. 変更調査 | 7 |

認定要領の運用規程

[はじめに]

認定要領の運用規程（以下、「運用規程」という）は、冷凍食品製造工場を認定するために設けた認定要領を運用するための規程であり、令和7年度版冷凍食品認定制度の改定に合わせて見直を行った。今後、認定制度の改定とは別に、必要に応じ見直していくものとする。

I. 冷凍食品製造工場の認定

1. 認定申請手続き

認定を受けようとする場合は、別に定める様式「認定申請書」に必要事項を記載の上、協会に提出しなければいけない。なお、申請にあたり、認定要領第14条第3項を満たしていることに加え、制度要綱第2条で定める「製品分類」、認定要領第14条第2項に定める「認定分類」を記載すること。

(1) 製品分類

水産冷凍食品、畜産冷凍食品、農産冷凍食品、その他の冷凍食品、
調理冷凍食品の別

※複数の製品分類を生産している場合は、全て記載すること。

(2) 認定分類

食品衛生法に定める冷凍食品の成分規格による分類

※複数の成分規格による分類に該当する製品を生産している場合は、全て記載すること。

2. 条件付き認定工場

条件付き認定とは、以下に示すリパック作業のみを行っている工場を認定するものである。通知文書及び認定工場証には、通常の認定と区別するため、「条件付」と明示する。

※リパック作業とは、材料となる農産や水産の素材冷凍食品を原材料としてバルク等の形態で受入れ、解凍やその他の加工調理を行わず、小分け、混合、単なる切断、又はこれらの複合作業を行い、最終製品として包装する行為を指す。なお、調理加工した原材料のみをリパックする工場については、対象としない。

3．認定工場証の交付、返却、再交付

協会は、初回及び更新認定した認定工場に対し、認定の有効期間を記載した認定工場証を交付する。交付された認定工場証の取扱いについて、以下に定める対応を行うこと。

- (1) 従業員や外来者から見える場所に掲示すること。
- (2) 認定の取下げまたは取消しとなった場合は、速やかに協会に返却すること。
- (3) 有効期限を過ぎた場合は、工場自身で廃棄処分すること。記録として残す場合は、無効と記載し、識別して保管すること。
- (4) 認定工場証を紛失した場合は、別に定める様式により、紛失理由を添えて、協会あてに再交付を依頼すること。

4．海外工場の認定申請条件

認定要領第15条（1）に規定する出資関係はないが、OEM製品を委託製造している海外企業であっても、以下の条件を全て満たす場合は、認定申請ができるものとする。但し、日本の会員企業がOEM委託契約を解消した場合、残余の有効期間に拘わらず工場の認定を取り消すこととする。

- (1) 日本の会員企業がOEM委託する海外工場であり、直接当該工場の管理及び指導ができること。
- (2) 委託元の日本の会員企業は、複数の認定工場を保有していること。

5．早期更新申請

認定要領第19条第2号に定める「早期更新申請」に対する認定は以下の通りとする。

(1) 対象及び申請条件

認定工場としての効期間の残余が1年以上ある工場を対象とする。なお、2年工場及び3年工場にあっては、有効期間内に少なくとも1回以上の工場指導を受けていることを申請条件とする。

(2) 早期更新審査

更新審査に準じて実施する。

(3) 早期更新審査における有効期間

申請時点の有効期間に関係なく、当該認定審査完了日に基づき新たな有効期間

を付与する。但し、審査の結果、不合格の場合は、従来の有効期間とする。

6. 認定工場における変更の届出

認定要領第23条、変更の届出に関する基本的な考え方として、初回認定審査や更新認定審査の申請時以降、協会に提出した申請内容に変更が発生した場合に、様式7による変更の届出が必要です。

- 製造施設等の変更が予定されている場合は、少なくとも変更した施設で本生産を開始する2ヶ月前までに、協会にメールで届け出ること。
(注1) 設備を撤去した場合であっても、新旧図面と共に届出は必要です。
(注2) 機器の更新の場合（凍結設備を除く）、届出は不要です。
- 組織の変更に伴う代表者や工場長の変更も様式7で届出すること。なお、品質管理責任者の変更の場合は、所定の様式を用いて届け出ること。

(1) 製造施設等の届出対象

① 製造施設の変更

作業室の拡大・縮小、建屋の増築に伴い、製造施設の変更・増設等。

② 製品分類の追加に伴う変更

認定を受けている製品分類に加え、新たな製品分類の製品を生産する場合。

(2) 変更内容の確認

変更の届出があった場合、協会は前項①②の変更内容を文書で確認し、内容に応じてJFICに変更調査を依頼し、その結果をもって、協会が適切性を判断する。

(3) 変更調査費用

前項の変更調査を行う場合の費用は、原則、次の通りとするが、調査対象範囲の大きさにより変動するため、協会に事前相談をすること。

原則、定期検査として工場に立入り変更内容を確認するため、調査に関する費用は不要である。但し、建屋の増築やフロア全体のリニューアル、製品分類の追加等、変更調査の対象範囲が広い場合は、調査員1名が終日調査を行うため、その費用は、別記2に定める認定審査料の25%以上とする。

7. 異議申立

認定審査結果について、申請者は、認定要領第18条第2項及び第21条に基づき異議申立を行う場合、その事実を文書（以下、「異議申立文書」）として協会に提出しなければいけない。

協会は、異議申立文書に基づきJFICと申請者に事実確認を行い、その結果を基に調書を作成する。協会は、認定委員会に異議申立文書及び調書を提出し、審議を要請する。認定委員会は、当該申立の採否を審議する。なお、申請者は、異議申立の審査結果に、異議を申し立てることはできない。

審議に際して認定委員会は、追加調査の必要性を判断することがあるが、認定委員会が必要と認めた追加調査にかかる費用は不要とする。但し、追加調査後に、申立文書の虚偽記載、重大な事実の隠ぺい等が明らかになった場合、申請者は追加調査にかかる手数料等を支払わなければならない。

II. 認定工場の定期検査、製品検査

認定要領第26～28条に定める定期検査、製品検査の実施回数は、以下の通りとする。

1. 定期検査

有効期間に拘らず原則として年2回受けなければいけない。なお、認定工場が希望すれば、最大で年4回受けることができる。また、以下の条件を満たす優良工場においては、希望により年1回とすることができる。

【優良工場の条件】

更新認定調査の結果、基準I、II、IIIの調査結果がそれぞれ90点以上で、各基準の合計が280点以上の認定工場を、優良工場とする。

2. 製品検査

製品検査は、別に定める規定に従い、定期検査に訪問した際に、認定マークを表示している認定製品を抜き取って実施する。検査回数は、原則年2回とするが、複数の製品分類で認定を受けている場合は、分類毎に1検体ずつ実施する。なお、定期検査当日に認定製品の生産が行われていない場合は、当日生産されている冷凍食品のうち主要商品を対象と

して実施する。

上記の対応ができない場合に限り、認定製品を工場から J F I C に送付する。なお、検体の抜き取り方法及び送付方法は、J F I C の指示に従い、品質が劣化しないよう配慮すること。

III. 工場訪問が困難な場合の認定審査等（オンライン対応）

協会が認める感染症予防対策等、止むを得ない理由により、工場（事務所、製造棟）に立入れない場合の対応は、次の通りとする。但し、初回認定審査の場合は、工場の立入調査が必須であり、これができない場合は、調査（申請）を受け付けない。

1. 更新認定審査

(1) 調査方法

認定調査員の所属事業所と対象となる認定工場間で、オンラインを活用したビデオ会議による更新調査（以下、オンライン更新調査）を実施し、その結果に基づき暫定有効期間を付与し、その間に現地調査を行うものとする。

(2) 付与する有効期間

付与する暫定有効期間は、1年以内とし、その期間は、認定委員会で査定する。止むを得ない理由で暫定有効期間内に現地調査を行うことができない場合の措置は、認定委員会で決定する。

(3) オンライン更新調査における認定審査料

オンライン更新調査における更新審査料は、認定要領別記2の通り。

(4) オンライン更新調査における情報漏洩の防止

オンライン更新調査を実施する場合は、J F I C が秘密保持誓約書を工場側に提出するとともに開示されたデータ（記録、文書、画像等）は、いかなる理由があっても、J F I C では保存しないものとする。また、工場側で用意したPCや通信機器を使用することも可能である。

2. 定期検査及び工場指導

オンライン更新調査に準じて実施する。なお、実施回数は、既定の通り。

3. 変更調査

オンライン更新調査に準じて実施するが、立入が可能となった場合は、速やかに現地調査を実施する。

以上

(附則)

| 制定日 | 施行日 |
|-----------------|-----------------|
| 平成 20 年 4 月 1 日 | 平成 21 年 4 月 1 日 |

| 改定日 | 施行日 |
|-------------------|------------------|
| 平成 23 年 6 月 13 日 | 平成 23 年 9 月 1 日 |
| 平成 24 年 11 月 14 日 | 平成 25 年 4 月 1 日 |
| 平成 26 年 4 月 22 日 | 平成 26 年 4 月 22 日 |
| 平成 27 年 3 月 23 日 | 平成 27 年 4 月 1 日 |
| 平成 29 年 4 月 1 日 | 平成 29 年 5 月 1 日 |
| 平成 31 年 1 月 29 日 | 平成 31 年 4 月 1 日 |
| 令和 元年 11 月 1 日 | 令和元年 11 月 18 日 |
| 令和 3 年 2 月 19 日 | 令和 3 年 4 月 1 日 |
| 令和 6 年 12 月 20 日 | 令和 7 年 4 月 1 日 |